

産業建設常任委員会 記録

- 1 開会日時 令和元年9月12日(木)午前10時00分開会
- 2 開会場所 三次市役所本館6階603会議室
- 3 事 件
議案第78号 三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例(案)
議案第79号 三次市農林業集会所施設設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)
議案第80号 三次市水道事業給水条例の一部を改正する条例(案)
所管事務調査 災害復旧事業の進捗状況について
- 4 出席委員 齊木 亨, 池田 徹, 助木達夫, 亀井源吉, 宍戸 稔, 新家良和, 伊藤芳則,
片岡幸治
- 5 欠席委員 なし
- 6 説明のため出席した職員

【建設部】坂井建設部長, 白石建設部付課長, 藤原建設部付課長, 大前都市建築課長,
清古土木課長, 山田建築指導係長, 樽岡管理係長, 秀吉維持係長, 熊谷建設係長
【産業環境部】中廣産業環境部長, 加藤産業環境部付課長, 行政農政課長, 大谷農林振興係長,
清水農村整備係長
【水道局】明賀水道局長, 瀨口水道課長, 藤川営業係長

7 議 事

午前10時00分 開会

○齊木委員長 ただいまから産業建設常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員数は8名であります。全員出席ですので、委員会は成立しております。

暑いと思われる方は、上着をとられて結構でございます。

お諮りいたします。

本日の委員会に傍聴の希望があった場合、これを許可したいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○齊木委員長 それでは、傍聴を許可することといたします。

それでは次に、本日の日程及び審査の方法につきまして、事務局より説明をお願いします。

事務局。

○議会事務局 皆さん、おはようございます。それでは、本日の審査順について御説明させていただきます。

タブレットのほうに委員会次第及び審査順のほうを掲載させていただいております。本日、初めに、まず付託になっております議案3件の審査、議案第78号から議案第80号まで審査を行っていただきまして、議案ごとの採決、意見集約、委員長報告について、先にしていただきまして、その後、所管事務調査を予定させていただいております。内容は、災害復旧事業の進捗状況ということで、議案とは別のフォルダ、所管事務調査のフォルダのほうに、事前に執行部のほうから提出があ

った資料のほうを掲載させていただいております。その後、重点項目の選定ということで、選定のほう、お願いしたいと思います。

以上でございます。

○齊木委員長 説明終わりました、以上の日程で進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○齊木委員長 それでは、そのように進めさせていただきます。

それでは、審査に移ります。

(執行部入室)

○齊木委員長 それでは、議案第78号、三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例(案)を審査いたします。提案理由の説明をお願いします。

坂井建設部長。

○坂井建設部長 委員の皆さん、おはようございます。議案第78号、三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例(案)について説明させていただきます。失礼ですが、着座にて説明させていただきます。

近年、建築物のエネルギー消費が著しく増加していることから、平成28年度より建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律が施行され、それに基づき、三次市においても誘導基準への適合認定業務を実施し、その認定手数料について条例に定めております。

今年度、この法律による対象建築物の基準が強化、拡大され、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律が令和元年5月17日に公布されました。この改正により、法律の条文が追加され、認定審査の根拠となる条文が条項移動したため、三次市手数料徴収条例中の対比する部分の改正を行うものでございます。

以上、よろしくお願いたします。

○齊木委員長 それでは、質疑をお願いしたいと思います。

新家委員。

○新家委員 初歩的なことで申しわけないんですが、建物のエネルギー消費にあわせて消費性能の向上というのは、具体的にはどういうことなんですか。

○齊木委員長 大前都市建築課長。

○大前都市建築課長 エネルギー消費の関係ですけれども、建築物省エネ法、通常申しておりますけれども、国のほうで基準が定められておりまして、2,000平米を超える大規模な建築物につきましては、国のほうで定めた基準に適合をさせる必要があるということで、適合していないものについて、建築することはできないということになっております。

今回、その規制対象を、2,000平米から300平米へ基準が強化されるというのが今回の改正でございます。現行、三次市が所管しておりますのが、小規模な建築物について、課されておるのは努力義務なんでございますけれども、国の定めた誘導基準というのがございまして、これに適合することによって、建築時の容積率の緩和が受けられるという制度がございまして、それについて、三次市が現在、審査の権限を持っておるということでございます。

○齊木委員長 新家委員。

○新家委員 建物の面積、前回、2,000平米ということで説明してもらって、三次市には該当ないとたしかおっしゃったと思うんですが、300ということで変わると、当然出てきますよね。面積の基準であって、建物のエネルギー消費という言葉の意味が、法律の今の延べ面積2,000平米から300平米に変わるということで、エネルギーの消費という、その言葉の意味がようわからなかったんだけど、これは特に関係ないんですかね。

○齊木委員長 大前都市建築課長。

○大前都市建築課長 エネルギー消費の関係でございますけども、具体的には、建物の断熱性能を向上させる、こちらの庁舎にも採用しておりますけども、直射日光が差し込まないようにひさしを設置して、建物の熱負荷をまず下げるとというのが1点ございます。あとは、照明器具でありますとか空調機器、そういうものに、LEDでありますとか、最近の高効率の機器を採用いたしまして、トータルのエネルギー使用を下げるとのことと、あとは自然エネルギー、太陽光等の自然エネルギーを有効に利用して、トータルのエネルギー使用量を下げるとというのが省エネということになっています。

○齊木委員長 新家委員。

○新家委員 ようやく理解できました。それで、ほかの条例改正のフォーマットと違うでしょう。ほかの条例改正の様式というか、フォーマットの書き方と、今回のこの条例変更のところが、様式がちよっと異なるとるじゃないですか。新旧対照表も同じように違うんですよ。これは、建築がつくっているの。この様式、議会に出されるこの条文の改正案というのは、どこで作成されるんですか。

○齊木委員長 坂井建設部長。

○坂井建設部長 これについては、行政係のほうで作成してもらいました。

○齊木委員長 新家委員。

○新家委員 一緒でしょう。これらもそうでしょう、ほかの条例案も。何でこれが違うのかと思って。非常に見づらいし、新旧対照表も違うんですよ。アンダーライン引くところが、この条例のここは全部引いてある。どこが変わるとるかというの、探すのに苦労するぐらい。

○齊木委員長 坂井建設部長。

○坂井建設部長 今まで、29条1項と言っていたところが、省エネ法のほうに追加されたので、それが第34条の第1項に変わった、同じ条文が、条ずれした。

○齊木委員長 新家委員。

○新家委員 わかるんですが、新旧対照表の、ほかのところは、変わったところだけがわかるようにアンダーラインが引いてあったりしとるんだけど、全ての文章にアンダーラインが引いてあったら、どこが変わるとるかということを探すのに時間がかかる。これ、どうでもええことですよ。これとは関係ないんですが、同じ条文、議案として出されるんだったら、フォーマットを全てそろえてもらったほうが、新旧対照表も含めてね。我々からすると、チェックしやすいなと思って、参考までにお尋ねで、特に条例変更とは関係ありません。ただ、何かのそういうついでがあったときに

は、そろえるように言うといってください。非常にわかりづらい。中身は薄いんですが、条文のところ、何条が何条に変わるということだけですから、チェックするのに難しい。

○齊木委員長 ああいう表のつくり方はできますか。坂井建設部長。

○坂井建設部長 行政課に協議させていただきます。

○齊木委員長 ほかにございますか。

宍戸委員。

○宍戸委員 手数料については、額については変更があるということではないんですね。2,000平米が300平米に変わったという、2,000平米でも3万7,000円とか、300平米でも3万7,000円とか、そういう、ようわからんので、そこら辺の手数料に変更があるのかどうかというところを説明してください。

○齊木委員長 坂井建設部長。

○坂井建設部長 施行は2年後ということになります。今回は、条ずれの部分について改正、手数料条例の改正をお願いするものです。2年後の施行前には、手数料の金額が変わった場合は変更させていただきますけど、まだそこは2年後の施行ということで、現在は、金額についてはこのままです。

○齊木委員長 大前都市建築課長。

○大前都市建築課長 ただいまの手数料につきましては、現行の法律に基づいて定められておるものでございまして、先ほど部長申しましたように、300平米に基準が強化されたことによって生ずる手数料については、まだ国のほうからも県のほうからも示されておりませんので、条例施行が2年後をめどにということになっておりますので、それに合わせて、また金額の設定をさせていただいて、提出をさせていただければというふうに思っております。

○齊木委員長 宍戸委員。

○宍戸委員 今回、この条例で、2,000平米のものは3万7,000円ということで理解しとってええんですか。2年後に300平米になるという、そのときに料金が変わるということでいいですか。

○齊木委員長 大前都市建築課長。

○大前都市建築課長 現況、2,000平米ということでありますので、今度、300平米ということになりますから、300から500とかいうふうに、国のほうでまた基準が示されますので、それに合わせて、また手数料の金額については、施行に合わせて提案させていただきたいというふうに考えております。

○齊木委員長 宍戸委員。

○宍戸委員 現在が2,000平米で3万7,000円ということで、そのままということですね。

○齊木委員長 大前都市建築課長。

○大前都市建築課長 はい。条項ずれが生じとるだけで、まだ施行されておりませんので、現行は、2,000平米以上の建物についての適用ということになっております。

○齊木委員長 ほかにございせんか。

助木委員。

○助木委員 2,000平米から300平米まで強化されたという、どういうことでそうなったのか、国のあれですから、それと、ほとんど一般のあれは関係ないということですよね。300平米、面積がそれになったんだろうけど、じゃけえ、一般のとこというのはほとんど関係ないということですよね。会社とか大きな建物を建てる場合しか影響はない、市民の皆さんにはほとんど、普通の建築には関係ないということです。

○齊木委員長 大前都市建築課長。

○大前都市建築課長 先ほど言いましたように、小規模な住宅等につきましては、誘導基準というのが定められておまして、それに適合することによって、容積率の緩和が受けられるということにはなっておりますけども、実質的には、今度、強化がされますと、設計時に建築事務所等の設計者が施主に対して、エネルギー消費に関して、こういうことに関して注意をして設計をしておりますと、ただいま設計しとる建物についてのエネルギーの消費性能の状況はこうこうこうですということを説明せねばならんということが増えるのがまず1点と、あと、住宅メーカー等、年間150棟以上を供給しとるメーカーについては、この基準に適合させるということが求められるようになっていきます。ですから、一般の住宅についても、設計時にそういうことを考慮して設計をしなきゃいけないようになりますし、住宅メーカーから購入される場合は、そういう省エネ性能をクリアしたものを購入というようなことになってまいります。

○齊木委員長 ほかにございますか。

新家委員。

○新家委員 こういうことは、普通の民間でつくる個人住宅も、大東建託のような業者が建てる工場の建設なども、全て対象になると。

○齊木委員長 大前都市建築課長。

○大前都市建築課長 住宅以外が300平米以上ということになっております。事務所建築とか、そういうものについては、現状、2,000平米だったものが300平米に強化されるということになりますし、先ほどありました小規模住宅等についても考慮することが求められるということで、必ずしも適合させなければならないということではありませんけども、そういう努力義務が課されるということになります。

○新家委員 工場もですか。対象外。

○大前都市建築課長 工場等の大規模な建物で、非常に空間が大きい場合、開口部があるとかいうようなものについては対象にはなってきません。要するに、開口部が大きいとか、そういうもので、居室を有しないとか、開口部が大きいとかいうことで、そもそも適用させることができないとか、空気調和設備、空調設備を設置しないような建物については、今回の対象からは適用除外ということになってまいります。

○齊木委員長 新家委員。

○新家委員 ますますわからんようになった。どういうものが実際対象となって、2年後、300平米に下がった場合は、三次市内ではどういうものが該当しそうだか、どうだかというのがわかりますかね。例えば倉庫なども含めて、どういうのが該当するのか、さっぱりわからん。

○齊木委員長 大前都市建築課長。

○大前都市建築課長 基本的には居室というて、人が滞在する部屋がある、倉庫とかは対象外になっております。人が滞在する居室がある部屋、言うたら、事務所建築とか一般住宅、あと長屋とか共同住宅とか、そういうようなものが対象になっております。

○齊木委員長 自動車の修理工場とか、そういうのは対象外なの。市場みたいなものやね。

○大前都市建築課長 そういう開放されとるような建物については対象外ということになります。

○新家委員 工場も対象外だね。

○齊木委員長 大前都市建築課長。

○大前都市建築課長 工場等で、精密の工場みたいに密閉された状況であるものは対象となりますけど、先ほど言いましたように、空調設備を設置していないような工場については対象外ということに。

○齊木委員長 よろしいですか、皆さん。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○齊木委員長 それでは、ないようでございますので、議案第78号に対する質疑を終結いたします。

建設部の皆さん、ありがとうございました。

(執行部入れかえ)

○齊木委員長 次に、議案第79号、三次市農林業集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)を審査いたします。

提案理由の説明をお願いします。

中廣産業環境部長。

○中廣産業環境部長 おはようございます。それでは、議案第79号、三次市農林業集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)について御説明を申し上げます。着座にて説明いたします。

本案は、布野町下布野592番地3にあります、こぶし集会所を普通財産に変更することに伴い、関係条例である三次市農林業集会施設設置及び管理条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、別表中、こぶし集会所の名称及び位置を削ろうとするものであります。

こぶし集会所は、木造平屋建て瓦ぶき、延べ床面積が125.9平米ございます。敷地は、市の所有する土地でございます。

地元譲渡に向けた修繕につきましては、地元からの要望に基づきまして、集会室、厨房室の扉でありますとか、クロスの張りかえの修繕を行っております。修繕に要する経費は約24万円です。

説明は以上でございます。御審査の上、御承認いただきますよう、よろしく願いいたします。

○齊木委員長 それでは、質疑を願います。

伊藤委員。

○伊藤委員 大したことないんだけど、592番地と言ったでしょう。

○中廣産業環境部長 582番地3です。失礼しました。

○齊木委員長 新家委員。

○新家委員 農林業の集会施設、今までも幾つか普通財産にして地元譲渡してこられた経緯があるじゃないですか。合併時に幾らあって、今回、こぶしを落とした段階で幾らになって、それらはこれからどのようにしようとされとるか教えてください。

○齊木委員長 中廣産業環境部長。

○中廣産業環境部長 農林業集会施設、合併時が全体で35。今現在が、こぶし集会所も入れまして11。

○新家委員 落としたら10になるんか。

○中廣産業環境部長 そうです。残りの10ですけど、3集会所が、これは地域振興課の所管になります。甲奴の3施設が地域振興課になります。残りの7つ、1カ所は甲奴の有田・福田といったところ、集会所なんですけど、これは指定管理の施設になっておりますので、ここは譲渡はちょっと難しいだろうというふうに思います。それから、仁賀の集会所が、これはコミュニティセンターと一体での管理となっておりますので、これもちょっと譲渡は難しいかというふうに思います。残りの5カ所については、1カ所が吉舎の徳市ですけど、これは解体を計画しております。残りの4カ所、これについては地元譲渡を行う予定にしています。これも、今年度から来年度に向けては一定の譲渡ができると見込んでおります。

○齊木委員長 新家委員。

○新家委員 徳市の解体というのは、ここに載つとる徳市転作作物加工のことですか。

○齊木委員長 中廣産業環境部長。

○中廣産業環境部長 はい。これはもう地元が、ほかにもいろいろと施設があるので、これは利用しないということで、解体をしてほしいという意向を示されております。

○新家委員 土地は市のほうで。

○中廣産業環境部長 徳市ですか。

○新家委員 徳市。土地は。

○中廣産業環境部長 土地は市の所有です。

○齊木委員長 新家委員。

○新家委員 産業部が所管する集会所はもうほかにはないんですね。今おっしゃったものだけ。

○中廣産業環境部長 はい。

○齊木委員長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○齊木委員長 ないようですので、以上で議案第79号に対する質疑を終結いたします。

産業環境部の皆さん、ありがとうございました。

(執行部入れかえ)

○齊木委員長 次に、議案第80号、三次市水道事業給水条例の一部を改正する条例(案)を審査いたします。

提案理由の説明をお願いします。

明賀水道局長。

○明賀水道局長 水道局から、ただいま御説明いただきました条例改正について1件、御審議をお願いするものでございます。着座にて説明させていただきます。

議案第80号、三次市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

今回の条例案は、令和元年10月1日に水道法の一部改正が施行されることに伴い、関係条例である三次市水道事業給水条例の一部を改正しようとするものであります。

改正内容について御説明申し上げます。

三次市水道事業給水条例第7条第1項中「指定」の次に「（法第25条の3の2の指定の更新を含む。）」を加え、同条例の第28条第1項に第4号、給水装置工事事業者指定更新手数料、1件につき1万円を加え、同条例第31条第1項中「第5条」を「第6条」に改正しようとするものであります。

以上、御審議の上、御承認いただきますよう、よろしくお願いたします。

○齊木委員長 それでは質疑を願います。

新家委員。

○新家委員 今回、28条に第4号を追加されますよね。これで、手数料1件につき1万円となるんですが、今まで、この手数料というのはなかったのかということと、それから、指定更新手数料の更新、たしか5年で更新すると聞いたような気がするんですけども、その辺の更新の期間とか、それについてちょっと教えてください。

○齊木委員長 明賀水道局長。

○明賀水道局長 従来でございますが、更新制というものをとっておりませんで、新規の受け付けのみを、登録のみを行っておりました。新規の受け付けのときに1万円の手数をいただいております。今、5年のお話をしていただきましたが、今回の更新制は、5年ごとの更新制とするものでございます。

○齊木委員長 新家委員。

○新家委員 従来、新規のときに1万円の手数料と、今度、5年後にまた更新の手数料1万円を、5年ごとに繰り返すという理解でええですか。

○齊木委員長 明賀水道局長。

○明賀水道局長 5年ごとに1万円の手数料で更新をするということで、間違いございません。

○新家委員 新規プラスね。

○明賀水道局長 はい。

○齊木委員長 新規も、更新する方もということですね。

○明賀水道局長 そうです。更新の手数料も新規の手数料も同額と、1万円ということでございます。

○齊木委員長 片岡委員。

○片岡委員 今の5年の更新の考え方について教えてください。というのは、法の改正に基づき、今回から5年なのか、それとも、新規を取ってからの5年を迎えたときに更新が訪れるのか。

○齊木委員長 濱口水道課長。

○濱口水道課長 まず、更新を、今回初めて10月1日から施行されるということで、今まで更新をする前、指定を受けられた年月日によって、5つのグループに分かれています。平成10年4月1日から11年の3月31日までが、1年間のうちに更新してくださいという格好になっています。その後、11年4月1日からの方と、あと15年4月1日からの方、19年4月1日の方、それから25年4月1日からの方ということで、5つのグループに分けて更新をしていただくようになります。たちまち今後1年間、令和2年9月29日まで、この1年間有効になる方というのは、平成10年4月1日から11年3月31日までの方なので、この方については、なるべく早目に更新していただくという格好になります。

○齊木委員長 助木委員。

○助木委員 今、何業者ぐらいがあるのかということと、それと、1件につき1万円で、だけん、指定業者で何件も登録、更新するところがあるんですか。1件に1万円、1業者が1万円でしょう。1件につきじゃけえ、その業者、2件も3件も更新手続が要るの。1件につきというところ。

○齊木委員長 濱口水道課長。

○濱口水道課長 今、三次市に登録していただいている事業者数が、226事業者いらっしゃるんです。給水装置を工事しようと思えば、指定を受けていただかないといけないんですけども、給水装置を工事するというので、三次市に出していただいているという方なので、基本的に業者1つに対して1つの許可という格好になります。

○齊木委員長 助木委員。

○助木委員 1社1つということですか。

○濱口水道課長 そうです。

○助木委員 1件につきじゃけん、別にいいですけど、1件は入れにゃいけんだろうけど、ちょっとね。1業者、もうあれじゃけん、もうわかっ取るけん、そうかしれん。業者によって何かまた、業者でも何件が申請をせないけんことがあるんかのうと思ったんや、給水装置だけに限ってだろうから。そこの、この書き方が、1件につきというのが、1件を入れんでも別に、更新手続、1万円ですよでもいいんじゃないかという、ちょっと僕、錯覚したんですよね。1業者で1件も2件もあるんかのうと思ったんや。1業者だから、別に関係ないんじゃないかなと思って。

○齊木委員長 業者が1件と解釈。

新家委員。

○新家委員 例えばうちの家庭に置きかえて、5年間でここの給水装置をどっかの業者にかえてもらいますよね。それが1件と。

○齊木委員長 1件の説明をしっかりとして。

○濱口水道課長 給水条例自体が、以前からこういう書き方をさせていただいている。ちょっと正確にはわかりませんが、もともと一番最初にひな形があつて、それを、どこも倣ってやってき

ている流れの中で、1業者1件という形になっているんだろうと思いますけども、業者の登録に関しての1件ということなので、委員さんのお宅のほうで、その業者さんがその期間中に工事される部分に関しては、その期間中は指定の資格があるという格好になります。

○齊木委員長 助木委員。

○助木委員 226件の業者は、市外からはどのぐらいの業者さんがここへ登録されとるんですか。

○齊木委員長 瀨口水道課長。

○瀨口水道課長 申し上げてなかったです。すいません。内訳が、市内業者が80業者、市外業者が146業者です。

○齊木委員長 助木委員。

○助木委員 庄原なんかも、絶対入れんという話なんですね、よその市外の業者は。規制緩和でええんじやろうけど、三次はそういう考えなんじやろうけど。

○齊木委員長 瀨口水道課長。

○瀨口水道課長 三次のこの水道局の管轄エリアの中で工事をされようと思えば、三次市に登録していただかないといけないので、例えば個人の方が市外の業者さんを頼まれたら、その業者さんが三次へ登録してもらわないといけないということになります。なので、どこに頼まれるかで、業者さんも手続をされるという格好になります。

○齊木委員長 明賀水道局長。

○明賀水道局長 今のお問い合わせは、市外業者を排除するののかという趣旨の御質問だったような気がするんですが、三次市においては、どこから来ていただいても、登録をしていただければ、受け入れをさせていただいております。

○助木委員 寛大な措置をありがとうございます。

○齊木委員長 新家委員。

○新家委員 まだよう理解できん。うちがある業者に来てもろうて、かえるじゃないですか。その手数料というのは業者が払うんでしょ。業者が払うと、私が負担せにやいかんわけでしょう。業者からということは、どがなるん。

○齊木委員長 瀨口水道課長。

○瀨口水道課長 資格を取っていただくという格好になるので、三次市内で工事をしようと思えば、登録をしてもらわないといけないという。それで、その登録をされた後に、個人の方で。

○齊木委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 ということは、業者が1件につき1万円、5年ごとに払うということは、結局、業者としては経費で落とすわけですけども、水道の仕事が、市外の業者146件、市内80件という状況、これはええんですけども、やっぱり市内の業者を育成するということで見ると、これは、小さい業者なんかは、5年に1回、1万円払うて更新せにやいけんと、仕事が回ってくるんかという不安もなきにしもあらずで、最近では大手の業者が建築しますから、当然広島の方の業者、水道業者、入ってきておるのは確かにあります。規制するのは難しいけども、やっぱり地元の業者はちょっと何か考える必要もあるし、きのうも一般質問で言いましたが、接続するための仕事をしてもら

えるように体制は組んで考える必要があるんじゃないかということを意見として、要望として言うときます。

○齊木委員長 今の話、わかりますか。

○伊藤委員 市内業者さんを優先というか、優遇というか、優先的にやっていただけるような制度、そういうの、できないかというような趣旨の。

○齊木委員長 亀井委員。

○亀井委員 市外業者、146業者入っるとということですが、例えば事務所を持つとらにゃいけんとかいうことはないんですか。登録だけでええんですか。

○齊木委員長 濱口水道課長。

○濱口水道課長 登録だけで結構です。給水条例の改正自体が、最初、新規の登録しか、今まで決められてなかったんですけど、今回、更新制が設けられたのは、登録業者になったらそのまま、手続をされなかったら残ってしまうんですね。三次からやめますと言われなければ、残ってしまうんで、それがまたホームページに載って、業者さんの名前は出ているけれども、実際もうやられない業者さんもいらっしゃる中で、そういった実態との乖離なども改善しようということで、あと、資格の確認を毎年、5年間するというところで、5年に1度するというところで、技能レベルの確保というところも改善ができる。

○齊木委員長 片岡委員。

○片岡委員 この手数料1万円については、この額は法で定められとるのか、市が独自に定めたものか。市が独自に定めたものなら、他市、他県と比べて、どういう状況なのか。

○齊木委員長 濱口水道課長。

○濱口水道課長 市で独自の事業として料金を決めますけども、考え方等が示されていて、新規の手続と同じ事務をするということで、基本的には新規の料金と一緒にという考え方が示されています。実際、全く一緒のところばかりかという、そうでもなくて、広島市さんは少し金額が違ったりします。新規の登録のときでも、金額違うところもいらっしゃいますけども、基本的には1万円というところが県内では多いと思います。

○齊木委員長 ほかにありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○齊木委員長 ないようですので、以上で議案第80号に対する質疑を終結いたします。

水道局の皆さん、ありがとうございました。

(執行部退室)

○齊木委員長 それでは、採決に入ります。

それでは、お手元に配付の産業建設常任委員会審査報告書に沿って採決をします。

今回は議案3件を採決します。

これより議案第78号、三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例(案)について討論を行います。

討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○齊木委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより議案第78号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齊木委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

次に、議案第79号、三次市農林業集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)について討論を行います。

討論をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○齊木委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第79号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齊木委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

次に、議案第80号、三次市水道事業給水条例の一部を改正する条例(案)について討論を行います。

討論をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○齊木委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第80号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齊木委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

以上で採決を終わります。ありがとうございました。

次に、委員長報告でございますけれども、報告に記載したい意見があればお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○齊木委員長 それでは、委員長報告の案文作成につきましては、正副委員長に御一任いただけますでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○齊木委員長 それでは、そのようにさせていただきます。後日、タブレットに入れさせていただきますので、よろしくをお願いします。

三次市議会委員会条例第28条第1項の規定により、ここに署名する。

令和元年9月12日

産業建設常任委員会

委員長 齊 木 亨